**令和７年度**

**大雪地区広域連合**

**居宅介護支援サービス事業者集団指導**

**令和７年４月**

**大雪地区広域連合　介護保険対策室**

**目 　次**

**－１－**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **内　　容** | **頁** |
| **１** |  | **指導・監査について** |  |
|  | (1) | 指導・監査について | 3 |
|  | (2) | 介護支援専門員の義務及び居宅介護支援の基本方針等について | 5 |
|  | (3) | 一連のケアマネジメントプロセスの再確認について | 6 |
|  | (4) | 運営指導を踏まえたその他の留意点について | 10 |
|  | (5) | よくある質問 | 11 |
| **２** |  | **指定関係の手続きについて** |  |
|  | (1) | 標準様式の使用、指定に係るオンライン化について | 12 |
|  | (2) | 指定更新について | 12 |
|  | (3) | 更新手続きの流れ | 12 |
|  | (4) | 変更届について | 13 |
|  | (5) | 廃止・休止・再開届について | 13 |
|  | (6) | 介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて | 14 |
| **３** |  | **令和６年度介護保険制度改正における指定基準改正等について** |  |
|  | (1) | 指定基準（条例）改正 | 15 |
|  |  | 主な条例の改正内容 | 15 |
|  |  | 令和６年４月１日から義務化されたものについて | 17 |
|  | (2) | 介護報酬改定 | 18 |
|  |  | 主な報酬改定について | 18 |
| **４** |  | **ケアプラン変更における「軽微な変更」の取り扱いについて** |  |
|  | (1) | ケアプラン変更における「軽微な変更」の取り扱いについて | 20 |
| **５** |  | **居宅介護支援に関する留意事項** |  |
|  | (1) | 事業者における個人情報の適切な取扱いについて | 21 |
|  | (2) | 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の組織的な管理について | 21 |
|  | (3) | 特定事業所集中減算の届出書について | 21 |
|  | (4) | 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の提出について | 22 |
|  | (5) | 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について | 22 |
| **６** |  | **その他お知らせ** |  |
|  | (1) | 大雪地区広域連合からの集団指導資料のホームページ掲載について | 23 |
|  | (2) | 指定基準等に関する質問について | 23 |

**＜主な関係法令等＞**

**・介護保険法**

　（平成９年法律第123号）

**・介護保険法施行令**

　（平成10年政令第412号）

**・介護保険法施行規則**

　（平成11年厚生省令第36号）

**・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準**

（平成11年３月31日 厚生省令第38号）

**・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について**

（平成11年７月29日 老企第22号）

**・大雪地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する**

**基準を定める条例**

（平成30年３月22日条例第１号）

　**・大雪地区広域連合要介護認定等に係る資料開示事務取扱要綱**

　　（令和５年11月30日要綱第５号）

　**・大雪地区広域連合介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要**

**綱**（令和６年８月１日要綱第６号）

**＜参考資料＞**

**・大雪地区広域連合 ケアプラン変更における「軽微な変更」の指針**

**・大雪地区広域連合 ケアプラン変更における「軽微な変更」FAQ**

**・電子申請届出システム関連資料**

**－２－**

**◆１　指導・監査について**

**(1) 指導・監査について**

**【集団指導】**

○ 指定事務の制度説明

○ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進

○ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

**【運営指導】**

**◆運営指導**

○ 利用者のニーズに応じたケアプランの作成

○ 一連のケアマネジメントプロセスの理解

○ 運営基準等の遵守

**◆報酬請求指導**

○ 各種加算の算定要件に基づいたサービス提供の確保

**【監査】**

**各種情報により指定基準違反や不正が疑われる場合に実施**

○ 通報・苦情・相談等に基づく情報

○ 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情や通報

○ 介護給付費適正化システムの分析情報

**【勧告】**

期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。

従わないときは、その旨を《公表》することができる。

**－３－**

聴聞・弁明の機会を付与

**【命令】（行政処分）**

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令できる。

命令をした場合は、その旨を《公示》しなければならない。

聴聞・弁明の機会を付与

**【指定の効力全部又は一部停止】（行政処分）**

不正な運営に対し、緊急的に不適正な介護報酬の請求を停止させるなど指

定の全部又は一部の効力停止を行うことができる。

**【指定取消し】（行政処分）**

不正な運営に対し指定を取り消すことができる。

**【経済上の措置】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営指導で不正が認められた場合 | 過誤調整 |
| 監査で認められた場合 |
|  | 改善勧告に至らない場合 | 過誤調整 |
| 監査で勧告を受けた場合 | 返還金（法第22条） |
| 監査で命令、指定取消等を受けた場合 | 返還金＋加算金(40％) |

**【指導・監査に対する留意点】**

〇 運営指導は事前通知、監査は当日通知。（現場通知の場合もある。）

〇 指定基準の遵守や加算の算定根拠等の挙証責任は事業者にある。

〇 虚偽報告、書類改ざんに対して厳正に対処。

　〇 過誤調整は、最大５年まで遡及する。

**－４－**

**(2)　介護支援専門員の義務及び居宅介護支援の基本方針等につ**

**いて**

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき、適切な事業運営を行う必要があります。

**◆介護保険法**

**第１条（目的）**

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要

介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び

療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保**

**持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営む**ことが出来るよう、

必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の

共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関し

て必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る

ことを目的とする。

**第69条の34（介護支援専門員の義務）**

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の**人格を尊重**し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスまたは特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

２ 介護支援専門員は、厚生労働省令※で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

３ 介護支援専門員は、要介護者等が**自立した日常生活**を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

**第69条の36（信用失墜行為の禁止）**

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

※ 大雪地区広域連合では、国の省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第38号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年７月29日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」に基づき「条例」を制定しています。

**－５－**

**◆****大雪地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営**

**に関する基準を定める条例**

これらの基準は、居宅介護支援事業者がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく常にその事業の運営の向上に努めなければならないものであります。

**第４条**

**（基本方針）**

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２ 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境

等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サ

ービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し

て行われるものでなければならない。

３ 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業

者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者

の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供さ

れる指定居宅サービス等(法第8条第24 項に規定する指定居宅サービス等を

いう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第

41条第1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不

当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４～６ （省略）

**(3) 一連のケアマネジメントプロセスの再確認について**

　全国で実施された居宅介護支援事業所に対する運営指導において、指摘事項で多くの割合を占めたのが、「一連のケアマネジメントプロセス」に関する指摘でした。

場合によっては**減算が生じることもある**内容です。

　あらためて、基本的なルールを確認するとともに、運営指導時に指摘事項が多かった点についても確認していきます。

**－６－**

**◆ 基本となる一連のケアマネジメントプロセスについて**

①～⑤の一連の業務を行うことにより、ケアプランの見直しを行います。

**③ケアプラン原案作成**

**①アセスメント**

**②課題分析**

**④サービス担当者会議**

**⑤モニタリング**

**⑥ケアプランの変更**

**アセスメント**

**◇ アセスメントを行っているか**

**◇ 利用者の自宅を訪問し、利用者と家族に面接しているか**

**基準省令　第13条の七（条例　第16条の(7)）**

介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、**利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。**この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

前頁に掲載の条例第４条にあるように、介護支援専門員は、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければなりません。そのためのアセスメントですので、「居宅」を訪問し、「利用者」に面接をして行います。基準に沿って業務を行っていることを証明するため、必ずその記録を残してください。

アセスメント時には、「介護保険最新情報（令和５年10月16日発出vol.1178）」の別添に掲載されている課題分析項目を最低限盛り込んでください。

◇ サービス担当者会議を開き、会議の要点を記録しているか

**サービス担当者会議**

**◇ やむを得ない理由により参加できない担当者に対して照会を行っている**

**か（基本は担当者が一堂に会するように、日時の調整を行う）**

**◇ ケアプランを作成した際に、利用者の名前で同意を得ているか**

**基準省令　第13条の九（条例　第16条の(9)）**

介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

**－７－**

サービス担当者会議は、

① 利用者の状況を担当者と共有する

② これからのケアプランの全体の内容について担当者から意見を求めるものです。

招集せず照会対応とする場合も、必ずケアプランの原案を送付し、そのプ

ランに対する意見を聞きとり、その記録を残してください。

また、特段の事情により、サービス担当者会議を開催できない場合は、その具体的な内容を記録するようにしてください。

**ケアプラン作成**

**◇ ケアプランを作成した際に、利用者の名前で同意を得ているか**

**基準省令　第13条の十（条例　第16条の(10)）**

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、**文書により利用者の同意を得なければならない。**

心身の状態等により文字が書けない利用者の場合は、利用者本人の同意を確かめたうえで、家族から代筆してもらってかまいません。

ただし、あくまで利用者名の同意となりますので、それとは別に代筆者欄を設け、誰が代筆したかわかるようにしてください。

**◇ ケアプランを作成した際に、利用者とサービス担当者に交付しているか**

**基準省令　第13条の十一（条例　第16条の(11)）**

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を**利用者及び担当者に交付しなければならない**。

ケアプランを利用者及び各サービス担当者に交付はしているが、その記録がない例が全国的に多くあります。

また、本人にプランを交付した記録が無い事例も確認できました。

支援経過記録等に、交付したことがわかるよう記録を残してください。

**－８－**

**◇ サービス担当者に対して、個別プランの写しの提出を求めているか**

**基準省令　第13条の十二（条例　第16条の(12)）**

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている**計画の提出を求めるものとする**。

各サービス事業者等における個別プランの提出を求めていない例や、求めたものの記録していない例が全国的に多くあります。

ケアプランと個別プランの連動性や整合性を確認することは重要です。提出のないサービス事業者等へは再度提出するよう求めてください。

**利用者へのモニタリング**

**◇ １月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しているか**

**◇ モニタリングの結果を記録しているか**

**基準省令　第13条の十四（条例　第16条の(15)）**

介護支援専門員は、実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこ

と。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に

一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅

を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面

接することができるものとする。

(1)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利

用者の同意を得ていること。

(2)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医

師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（i） 利用者の心身の状況が安定していること。

（ii） 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことがで

きること。

（iii） 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングで

は把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

**－９－**

モニタリングは、ケアプランの実施状況を把握し、利用者の解決すべき課題の変化がないか確認を行う場です。アセスメントと同様に、「居宅」を訪問し、「利用者」に面接して行います。担当している介護支援専門員のみならず、誰が見てもどのようにモニタリングをしたのか把握できるよう、しっかり記録を残してください。

また、テレビ電話装置等を活用してモニタリングを実施する際には、あらかじめ文書による利用者の同意を得たり、基準を確認したうえでモニタリングを実施するようにしてください。

**(4)　運営指導を踏まえたその他の留意点について**

**医療サービスを位置付けたケアプランについて**

**◇ ケアプランを主治の医師等に交付している**

**◇ 主治の医師等の指示があるか**

**基準省令　第13条の十九（条例　第16条の(21)）**

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

医療サービスをケアプランに位置付ける場合は、主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。あくまで介護支援専門員が確認することになるので、医療サービスの事業者が医師等に確認したことでは認められません。いつ、誰に、どのような方法で意見を求めたのか、必ず記録を残してください。

**－10－**

**運営規程の虐待防止の記載について**

**基準省令　第18条（条例　第21条）※一部抜粋**

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

六 **虐待の防止のための措置に関する事項**

令和３年の基準省令の一部改正により、全ての介護サービスに**虐待の防止に係る措置が令和６年４月１日から義務付け**られました。それに伴い、**運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項の記載も令和６年４月１日より義務付け**られました。

運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項の記載が無い例がありました。そのような事実を確認した場合は追記後に変更届出書を提出してください。

**(5) よくある質問**

**(5)　よくある質問**

**暫定のケアプランについて**

**Q. 　暫定ケアプランを作成し、結果が想定していた介護度どおりだった場**

**合、改めて一連の業務を行う必要はあるか。**

A. 　認定結果が見込んでいた介護度と同じであり、暫定ケアプラン完成後、

利用者等の状況やニーズなどに大きな変化がない場合は、改めて一連の業

務を行う必要はないと考えます。※作成されているプランは、あくまで暫

定ケアプランです。認定結果確定後、本プランを作成し、改めて同意を得

る必要があることに注意してください。

暫定プランに見え消しで訂正等し、暫定プランをそのまま本プランとして活用することも可能です。（その場合も改めて同意は必要。）また、本プラン作成後、サービス事業所へ忘れずにケアプランを交付してください。

**サービス担当者会議について**

**Q. 　サービス担当者会議の開催について、「やむを得ない理由がある場合」**

**は、担当者に対する意見照会等によることができるとされているが、「や**

**－11－**

**むを得ない理由がある場合」とは、具体的にどのような場合か。**

A. 　具体的には、利用者の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の

意見を勘案して必要と認める場合のほか、サービス担当者会議開催の日程

調整を行ったが、サービス担当者の都合により、当該会議への参加が得ら

れない場合や、ケアプランの変更等から間もない場合で、利用者の状況に

大きな変化が見られない場合（軽微な変更）などが想定されます。なお、「サービス担当者会議」は、利用者の状況等に関する情報を、サービス担当者と共有すると共に、ケアプラン原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるために開催するものであることから、やむを得ず意見照会とする場合でも、当該趣旨に従い、適切に相互の情報共有を行うことが重要ですので注意してください。

**◆２ 指定関係の手続きについて**

**(1)　標準様式の使用、指定に係るオンライン化について**

令和８年４月から、指定に係る様式は、国の標準様式を使用する予定で

す。指定等に係る申請や届出を行う際は、最新様式にて提出ください。

また、令和８年４月から国「電子申請届出システム」の運用を開始する

予定ですので、各事業所、法人において、システムの利用体制を整えてく

ださい。

**(2)　指定更新について**

**①　指定有効期間**

**指定有効期間は６年間**のため、**原則６年ごとに指定の更新**が必要です。

**②　申請書類及び提出期限**

**有効期間満了日の２か月前まで**に、指定更新申請書類を提出してくださ

い。提出書類の様式については、**大雪地区広域連合ホームページから最**

**新版をダウンロード**してお使いください。

**(3)　更新手続きの流れ**

（広域連合）指定更新手続きの通知 → （事業者）指定更新申請書の提出

→（広域連合）必要に応じて現地確認 → 指定更新

**－12－**

**(4)　変更届について**

**①　届出の時期**

変更の届出は、**変更があった日から10日以内**に届け出てください。

**②　添付書類**

変更の内容によって異なりますので、大雪地区広域連合ホームページを

　ご確認ください。

**(5)　廃止・休止・再開届について**

**①　届出の時期**

　＊事前に大雪地区広域連合介護保険対策室に相談のうえ、届け出てください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **届出が必要となる場合** | **届出様式** | **添付書類等** | **提出期限** |
| 事業所を**廃止**しようとする場合 | 「廃止・休止届出書」様式第ニ号（三） | 利用者の引継ぎ状況が分かる書類 | 事業を廃止する日の**１月前**まで |
| 事業所を**休止**しようとする場合 | 事業を休止する日の**１月前**まで |
| 事業所を**再開**した場合 | 「再開届出書」様式第ニ号（五） | 下記①～③のとおり | 事業を**再開した日から10日以内** |

①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合

は不要）

②「従業者の資格を証する書類」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）

③「変更届」及びその添付書類 ※再開に伴う変更事項（例：管理者、介護支援専門員、

運営規程等の変更など変更届として提出すべき内容の変更）があった場合のみ

**②　休止中の事業所について**

休止中の事業所においては、**指定の更新を受けることができません**。

(A)か(B)のいずれかを行う必要があります。

(A) 更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行う

(B) 事業を廃止する

詳しくは、大雪地区広域連合介護保険対策室へお問い合わせください。

**－13－**

**(6)　介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて**

加算を新たに算定する（または算定しなくなる）場合、介護給付費算定

に係る体制等に関する届出書類の提出が必要です。

届出にあたっては、加算の算定要件を満たしているか十分に確認してく

ださい。

※前年度の実績等が算定要件になっている加算については、毎年度算定の

可否を確認する必要がありますので、特に注意してください。

**①　届出の時期と算定開始時期について**

|  |  |
| --- | --- |
| **届出の時期** | **算定開始月** |
| 毎月15日以前に提出 | 提出月の翌月から算定 |
| 毎月16日から月末日の間に提出 | 提出月の翌々月から算定 |
| ※事業所の体制等が加算等の算定要件の基準に該当しなくなった（該当しなくなることが明らかになった）時は、速やかに体制届を提出してください。 | 基準に該当しなくなった日から加算等の算定は行えません。 |

**② 届出書類**

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

・添付書類（添付書類一覧表を参照）

※添付書類は加算により異なりますので、大雪地区広域連合ホームページを

　ご確認ください。

**－14－**

**◆３ 令和６年度介護保険制度改正における指定基準改正等につ**

**いて**

**（１）指定基準（条例）改正**

厚生省令（以下、基準省令）の一部改正に伴い、『大雪地区広域連合指

定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年

３月22日条例第１号』を改正しました。

**○主な条例の改正内容**

**－15－**

|  |
| --- |
| **①　介護支援専門員１人当たりの取扱件数** |
| 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに１人以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。(1)　介護支援専門員の員数は、**要介護者の数**と**要支援者の数に1/3 を乗じ****た数**を加えた数が**44**または端数を増すごとに１とする。(2)　指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、**居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社****団法人国民健康保険中央会のシステム（＝ケアプランデータ連携システ****ム）を活用し**、かつ、**事務員を配置している場合**においては、介護支援専門員の員数は、要介護者の数と要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又は端数を増すごとに１とする。 |
| **②　管理者の兼務範囲の明確化** |
| 介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、**同一敷地内における他の事業所、施設等に限らず兼務が可能**な旨を明確化する。 |
| **③ 公正中立性の確保のための取組の見直し** |
| 事業者の負担軽減を図るため、次の事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを**努力義務とする**。・前６月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合 |
| **④　電磁的記録媒体の定義の修正** |
| **新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定めるものについて、定義を改める。** |
| **⑤　身体的拘束等の適正化の推進** |
| 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次の事項を規定する。・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。・身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 |
| **⑥　指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング** |
| 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合で、**少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接している場合**は、利用者の**居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能**とする。(1)　利用者の同意を得ること。(2)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。・利用者の心身の状況が安定していること。・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 |
| **⑦ 書面掲示規定の見直し**　 **※令和７年４月１日から義務化** |
| 事業所内で書面掲示を求めている運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、**書面掲示に加えてウェブサイトに掲載すること**を義務付ける。 |
| **⑧ 居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることができる規定（介護予防支援に関する条例の改正）** |
| 地域包括支援センターに限らず、**居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることができることとする。** |

**－16－**

**○令和６年４月１日から義務化されたものについて**

|  |
| --- |
| **①　感染症対策の強化** |
| ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（おおむね６月に１回）・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・研修及び訓練の定期的な実施 |
| **②　高齢者虐待防止の推進** |
| ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催・虐待の防止のための指針の整備・研修の定期的な実施・虐待防止に係る措置を適切に実施するための担当者の設置・運営規程への虐待の防止のための措置に関する事項の記載 |
| **③　業務継続計画の策定等** |
| ・業務継続計画の策定・研修及び訓練の定期的な実施・定期的な見直しと必要に応じた変更 |

**－17－**

**(2) 介護報酬改定**

**○主な報酬改定について**

**－18－**

|  |
| --- |
| **①　介護支援専門員１人当たりの取扱い件数（報酬）** |
| ・居宅介護支援費（Ⅰ）について介護支援専門員１人当たりの取扱い件数を「**40未満**」→「**45未満**」に改め、逓減性の適用は「**45以上**」からとする。・居宅介護支援費（Ⅱ）について**ケアプランデータ連携システムの活用**及び**事務職員の配置をしている場****合**に算定可能。この場合、介護支援専門員１人当たりの取扱い件数を「**45未満**」→「**50未満**」に改め、逓減性の適用は「**50以上**」からとする。※介護予防支援の提供を受ける利用者数については、1/3 を乗じた件数を加える。 |
| **②　業務継続計画未策定減算 ※令和７年４月１日から適用** |
| **感染症もしくは災害のいずれか**又は**両方の業務継続計画が策定されていない場合、業務継続計画未策定減算**として、**所定単位数の1/100 に相当する単位数を減算**する。 |
| **③　高齢者虐待防止措置未実施減算** |
| 以下の**虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算**として、**所定単位数の1/100 に相当する単位数を減算**する。・虐待防止委員会の開催 　・指針の整備　　・研修の実施 　　　　　　・担当者の配置 |
| **④　同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント（減算規定）** |
| 以下のいずれかに該当する利用者にサービス提供を行う場合、**所定単位数の95/100 に相当する単位数を算定****・居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物**又は**居宅介護支援事業所と同一の建物**に居住する利用者【該当例】・一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護支援事業所がある・渡り廊下でつながっている・同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する・居宅介護支援事業所における**１月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物**に居住する利用者 |
| **⑤　特定事業所加算の要件の見直し** |
| 算定要件を以下のように見直す・**「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する****知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件に追加**・（主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業所が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援を行う場合、**これらの事業との兼務が可能であることを明確化**・**「運営基準減算」に係る要件を削除**・介護支援専門員１人当たりの取扱い件数の見直しを踏まえた対応を行う。 |
| **⑥　ターミナルケアマネジメント加算の要件の見直し** |
| 自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、**人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件**とした上で、**当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しない**こととし、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする。※併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件を「５回以上」→「15 回以上」に見直す。 |

**－19－**

**◆４ ケアプラン変更における「軽微な変更」の取り扱いについて**

**（１）ケアプラン変更における「軽微な変更」の取り扱いにつ**

**いて**

**◇ 軽微な変更に該当する事例で行っているか**

**◇ 軽微な変更とした経緯・根拠を記録しているか**

解釈基準において、「ケアプランを変更する際には、原則として一連の業務を行うことが必要である。」と規定されていますが、「利用者の希望等による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が一連の業務を行う必要性が無いと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。」とされています。

軽微な変更に該当しない事項で取り扱った事例や軽微な変更として取り扱った経緯や根拠の記録が、無かった事例が全国的に散見されています。

軽微な変更として、取り扱いをする場合は、**大雪地区広域連合ケアプランにおける「軽微な変更」指針**及び介護保険最新情報をご参照のうえ軽微な変更に該当するかどうかを確認してください。

また、軽微な変更として取り扱う場合は、その経緯や根拠がわかるように確実に記録を残してください。

**軽微な変更に関する基準は、別紙資料のとおりです。**

また、軽微な変更として取り扱うべきか判断に迷う場合は、大雪地区広域連合介護保険対策室にお問い合わせください。

**－20－**

**◆５ 居宅介護支援に関する留意事項**

**（１）事業者における個人情報の適切な取扱いについて**

介護保険サービス事業所による個人情報の流出が、全国でたびたび発生し

ています。主な原因は、ＦＡＸの誤送信、データの入ったＵＳＢメモリの紛

失、事務所外へ資料を持ち出した際の車上荒らし、置き忘れ又は盗難等です。個人情報に関する事故は、一度であっても影響は甚大です。

改めて、個人情報の保護に関する法律や厚生労働省のガイドラインなどを

参考に、適切な取扱いに努めてください。

**〔厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等〕**

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/（厚労省HP）

**（２）介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の組織的**

**な管理について**

全国的にも、基準の誤った解釈によって、人員基準を満たさなくなる事案が散見され、更新を忘れたまま居宅介護支援業務を行っていた事例が発生

しています。

資格の有効期間等の管理については、介護支援専門員本人だけでなく、事

業所・法人単位で管理いただき、更新漏れ等が発生しないような体制を徹底

してください。

**（３）特定事業所集中減算の届出書について**

特定事業所集中減算届出書は、３月１日～８月末日を前期、９月１日～２

月末日を後期とした、**年２回の判定期間の内容で全ての事業所が作成・保管**

**する必要があります。**

そのうち、**正当な理由の有無に関わらず、同一の事業者によって提供され**

**たサービスの割合が80％を超えた場合**、大雪地区広域連合に届け出てください。

**〔特定事業所集中減算について〕**

**（北海道ホームページ）**

<https://www>.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/0/4/5/2/3/2/\_tokuteijigyoshosha.dhugensantoriatukai.pdf/.html

**（大雪地区広域連合ホームページ）**

<https://www>.taisetsu-kouiki.jp/2019/02/15/特定集中減算（居宅介護支援）について/

**－21－**

**（４）訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス**

**計画の提出について**

訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が下記の基準回数以上のケアプランについて、大雪地区広域連合介護保険対策室への届出が必要です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **要介護度** | **要介護１** | **要介護２** | **要介護３** | **要介護４** | **要介護５** |
| **基準回数** | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

※この制度は、利用者の抱える様々な事情を踏まえたうえで、**利用者の自立支援や重度化防止、地域資源の有効活用等の観点から、よりよいサービスを提供することを目的とするもの**です。

「生活援助」は、位置付けによっては利用者の自立を阻害する恐れがあるため、慎重に位置付ける必要があります。**これは基準回数を超えなくても、同様の考え方です**ので、利用を検討する際はご留意ください。

また、**生活援助中心型サービスの利用回数が一定回数以上となったからといって、サービスの利用を制限するものではありません。**

**適切なアセスメントに基づき、位置付ける理由が妥当なものであれば、基準回数以上の訪問介護を位置づけても差し支えありません**ので、ご注意ください。

**（５）居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証に**

**ついて**

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出し、ケアプランを検証する制度が令和３年10月１日付けで施行されました。

該当する事業所に対しては、大雪地区広域連合がケアプランを指定した上で提出を求めますので、当該通知に従って届出を行ってください。

**－22－**

**◆６ その他お知らせ**

**（１）大雪地区広域連合からの集団指導資料のホームページ掲載について**

当連合から発出した集団指導資料について、大雪地区広域連合ホームページに掲載しますので、ご活用ください。

**（２）指定基準等に関する質問について**

指定基準や報酬に関する当課へのお問い合わせは、質問票にてメール等でお寄せください。（送付先：大雪地区広域連合介護保険対策室）

　回答するまでに時間を要しますのでご了承ください。

**－23－**

**－23－**